

山梨県営住宅大月団地液化石油ガス販売事業者募集要項

1 液化石油ガス販売事業者募集の目的

現在、建替事業を行っている山梨県営住宅大月団地において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号 以下「法」という。)に基づく液化石油ガス販売事業者を募集し、安全で安定したガスの供給、及びガス供給に関する入居者サービスの向上を図ることを目的とする。

2 事業対象施設の概要

- ・ 施設名称：山梨県営住宅大月団地
- ・ 施設の場所：大月市駒橋一丁目 5 - 2
- ・ 構造戸数：鉄筋コンクリート造地上 5 階 24 戸
- ・ 建物本体工期：平成 26 年 2 月～平成 27 年 2 月
- ・ 管理開始：平成 27 年 6 月 1 日（予定）
- ・ その他：付帯施設である集会所（木造地上 1 階、39.34 m²）でガスを使用する場合は、併せて供給する。

3 事業者が行う業務及び経費等

- (1) 事業者は県と協議を行い「液化石油ガス供給協定書」を締結し、協定に基づき当該団地入居者に液化石油ガスを供給する。【別紙協定書案参照】
- (2) 事業者は団地内の県が指定する位置に液化石油ガスの貯蔵設備、導管及びその付属設備（以下「供給設備」という。）を、事業者負担により設置する。【別紙配置図参照】
- (3) 供給設備の設置に伴う県所有地の使用については、事業者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき許可を受けた後、工事に着手することとし土地使用料を負担する。【別紙ガス供給設備行政財産使用料算定（試算）及び山梨県行政財産使用料条例抜粋参照】
- (4) 供給設備設置に必要なとなる許可申請等に係る経費

4 申請資格等

- (1) 山梨県富士・東部建設事務所管内に、法に基づく登録を受けた液化石油ガス販売所を設置している法人その他の団体又は個人（以下「法人等」という。）で、県内の公営住宅への液化石油ガスの供給販売実績のある者
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
 - イ 山梨県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等
- カ 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

5 募集要項の配付等

(1) 募集要項の配付

ア 配付期間

平成 26 年 11 月 4 日（火）から平成 26 年 11 月 21 日（金）までの山梨県の休日
を定める条例（平成元年山梨県条例第 6 号）に定める県の休日（以下「県の休日」
という。）を除く午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで。

イ 配付場所

山梨県県土整備部建築住宅課（県民会館 3 階）

また、山梨県のホームページからもダウンロードできます。

（ホームページアドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/>）

(2) 募集に関する質問

ア 質問期間

平成 26 年 11 月 10 日（月）から平成 26 年 11 月 21 日（金）午後 5 時 15 分ま
で。

イ 質問方法

質問事項を記載した質問票【様式 1】をファクシミリ又は電子メールにより、山
梨県県土整備部建築住宅課あてに提出してください。

なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ 回答方法

質問期間中に受け付けたものは、随時、山梨県のホームページ（建築住宅課）に
掲載します。

6 申請の手続

応募者は、次により申請に必要な書類を提出してください。（別紙一覧表参照）

(1) 申請書類

ア 山梨県営住宅大月団地液化石油ガス販売事業者応募申請書【様式 2】

イ 宣誓書【様式 2-2】

ウ 山梨県営住宅大月団地液化石油ガス販売事業に関する事業計画書【様式 3】

- エ 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書（法人の場合）
- オ 役員名簿（法人の場合）
- カ 山梨県税について、未納の税額がないことの証明書
- キ 法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税について、納税証明書
- ク 申請書類のうち該当のないものについての申立書【様式4】

(2) 提出部数

正本1部、副本5部（副本は複写可）、及び上記6（1）ウ【様式3】の電子データを記録したCD1枚

(3) 提出期間

平成26年11月10日(月)から平成26年11月28日(金)までの県の休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

(4) 提出方法

山梨県県土整備部建築住宅課計画担当へ持参し、提出してください。（郵送は不可）

(5) 提出書類の著作権、情報公開等

ア 申請者が提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、山梨県が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 申請のあった法人等の名称等は、公表します。

ウ 申請書類は、山梨県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

エ 提出された申請書類は、当該施設の液化石油ガス販売事業者の選定以外の目的には使用しません。

オ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(6) 応募の無効

この公告による、応募申請書及び添付資料に虚偽の記載を行った者の応募申請は無効とします。

(7) 留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

ただし、山梨県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

イ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出してください。

7 事業者の選定

(1) 選定方法

事業者は、庁内に設置した選定審査会で審査を行い選定します。

(2) 選定結果の通知及び公表

事業者の選定結果は、すべての申請者に対して書面で通知した後、山梨県のホームページ等で公表します。

(3) 選定評価項目（配点）

1. 災害及び事故等の緊急時の速やかな対応

- ①団地と販売所の距離（5点）
- ②当該販売所に常勤するガス設備士の数（10点）
- ③緊急時（休祭日夜間を含む）の体制・対応（10点）
- ④災害時、緊急時への対応活動・取組（10点）

2. 安全で安定した供給

- ⑤類似の施設における液化石油ガスの販売実績（20点）
- ⑥山梨県営施設等への液化石油ガスの販売実績（10点）
- ⑦保安業務についての体制と内容（10点）
- ⑧供給施設の安全性等（10点）
- ⑨申請者がガス関連法令により受けた処分の内容（-20点）

3. 住民サービスの向上

- ⑩燃焼機器等の安全点検サービス及び住民の安全意識の啓発（5点）
- ⑪ガス料金（10点）

8 選定業者の責務等

- (1) 上記6（1）で提出した申請書に記載された内容の担保
- (2) 上記（1）が反故にされた際は、次点の業者を選定する場合がある。

<提出先・問い合わせ先>

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県県土整備部建築住宅課 計画担当 大久保、宮下

TEL：055-223-1731 FAX：055-223-1736

E-mail：kenchikujutaku@pref.yamanashi.lg.jp

別紙：提出書類一覧表

	書 類 名	備 考
ア	山梨県営住宅大月団地液化石油ガス販売事業応募申請書	・様式 2
イ	宣誓書	・様式 2 - 2
ウ	山梨県営住宅大月団地液化石油ガス販売事業に関する事業計画書	・様式 3
エ	定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書（法人の場合）	
オ	役員名簿（法人の場合）	・申請書の提出日現在におけるもの
カ	山梨県税について、未納の税額がないことの証明書	・山梨県総合県税事務所、地域県民センターまたは税務課で発行するもの（発行の日から 3 カ月以内のもの）
キ	法人税（法人の場合）並びに消費税及び地方消費税についての納税証明書	・消費税の納税証明書「その 3 の 2」（個人） 「その 3 の 3」（法人）（発行の日から 3 カ月以内のもの）
ク	提出書類のうち該当のないものについての申立書	・様式 4 （該当のないものがある場合のみ提出）